

広 報

おおくま

2012年 10月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

栄光のゴールへ ジャンプ!



顔晴ろう! 大熊っ子! 大会
(2012.9.15)



備をすることで帰れる準備をしたい。帰りたいと希望する人がいる以上、戻れる努力をしていきたい。(町長)

Q 2

自分の家の所在する場所は、帰還困難区域で年間80から100ミリシーベルトの放射線値であるが、帰れるまで何年かかるのか。

A 2

帰還困難区域で実際に戻れる時期については、年間80〜100ミリシーベルトということであれば、自然減衰だけで5年後には40ミリシーベルトまで下がると思われる。除染については、現在、技術的な確立ができていないが、今後の技術によりそれよりも下がると思われる。

(内閣府原子力災害対策本部)

Q 3

区域見直しはいつ決定するのか。

A 3

原子力災害対策本部として、国として決定したい。何月に実施できるかはこれからすり合わせを行っていく。(内閣府原子力災害対策本部)

区域見直しをしなければ賠償と除染が進まないことになっている。遅くとも9月中には区域見直しを進めていきたい。(町長)

Q 4

半減期の長いプルトニウムは骨に侵入して心臓をダメにして心筋梗塞や脳梗塞を引き起こすと聞いている。そのようなことを知らせないで見直しをしていいのか。

A 4

セシウム以外の核種については文科省でも測定・公表をしている。微量のプルトニウムが検出され、第一原発由来のものがあるのは事実だが、過去の核実験でもプルトニウムが存在しており、それと変わらないレベル。

プルトニウムは半減期が長く、50年という長い期間をもって評価をしていく。評価の結果はセシウムと比較して数万分の1の影響しかない。そのため、今回の区域見直しの線量予測ではセシウム¹³⁴と¹³⁷に着目して線量評価を実施した。

(内閣府原子力災害対策本部)

Q 5

今回の区域見直しで、帰還困難区域への立ち入り方法は従前と変わらないのか。

A 5

仮に大熊町が区域見直しを先行的に実施した場合、富岡町が引き続き警戒区域として残る状況となる。どこにバリケードを設けるか、スクリーニング会場を設けるか等、検討していく必要がある。明らかに変わった段階で伝えたい。

Q 6

一時帰宅については、第何巡という方法ではなく、大熊町民に通行証を発行して一斉に入れるようにして欲しい。

A 6

一時帰宅については、頻度をあげる努力はしたい。警戒区域は無断立入に罰則がかかる大変厳しい規制であるが、要望があったことは受けとめたい。(内閣府原子力災害対策本部)

【中間貯蔵施設】

Q 7

環境省は中間貯蔵施設には1500万〜2800万³mの廃棄物が入ってくると言っているが、山林も全て除染をすることになれば、78億³mの中間貯蔵施設が必要なのではないか。

A 7

福島県の農地や居住地の除染で1500万〜2800万³mの放射性廃棄物が出ると試算している。中間貯蔵施設では、一定の緩衝緑地も必要になるだろうし、更に大きな施設になることも想定する必要がある。

規模によって施設の面積も変わるもので、より具体的な案を示していきたい。

山林の除染をすることになれば、量はそのような試算も出るだろうが、減容化ができないかも含めて検討をしていきたい。(環境省)

Q 8

中間貯蔵施設については、30年後に(汚染された土壌等を)県外の最終処分場に移すと説明しているが、どこが受け入れてくれるのか。

A 8

福島復興再生基本方針においても、国として責任をもって自治体と中間貯蔵施設設置の協議を行うこととしており、30年以内に福島県外で最終処分を完了させるということで閣議決定しているところ。このようなことから、処分したものをそのまま中間貯蔵施設に置いたままにするようなことはせず、福島県外で処分することとなる。(環境省)

Q 9

中間貯蔵施設が大熊町で9箇所設置されるのはなぜか。国は調査対象箇所の具体的な地番を示すべき。

A 9

中間貯蔵施設を受け入れるか受け入れないかに関係なくどうして青写真を示さないのかと聞いたところ、候補地の選定に当たり使用したものは航空写真、国土地理院発行の地図および地質学者の地質図を使用したというものであり、どこでどういうものを作るかについてはまだ未確定であるという説明であった。このことから、青写真を示す程度の調査をする必要はあるということを示し上げたに過ぎず、受け入れを容認したという事実はない。(町議会議長)

Q 10

賠償がまだないのに、中間貯蔵施設の議論をするのはおかしい。

A 10

調査については受入の判断はまだしておらず、福島県全体として考えなければいけない問題である。様々な方の意見を伺いながら、町としての意見をまとめていきたい。(町長)

Q 11

中間貯蔵施設設置の際の土地買収には、土地収用法に該当するののか。

A 11

中間貯蔵施設については土地収用法の対象となっており、明記されている。(環境省)

Q 12

モデル事例のようなものを1箇所でも造って見たらどうか。中間貯蔵施設とはどのようなものか見せることが必要ではないのか。

A 12

モデル的なものができるのか環境省に要望する。こういったものをこんな形で作りたいというものが見えてから、町民にしっかりと話をして判断を仰ぎたい。(企画調整課)

Q 13

もし双葉郡に中間貯蔵施設を設けた場合は、例えば、他県原発で発生する放射性廃棄物もこちらの施設に持つてくることになるののか。

A 13

今回調査をお願いしている中間貯蔵施設は、福島県内で発生した廃棄物を貯蔵する施設である。県外からのものを受け入れることは想定していない。(環境省)

Q 14

中間貯蔵施設を作るのと除染は矛盾する話。中間貯蔵施設についてどう考えるののか。なぜ大熊町に作らなければいけないのか教えてほしい。

A 14

中間貯蔵施設は除染を行う上では必要な施設。汚染土を集中して管理することが必要であり、昨年12月に双葉郡でお願いをしたとしていたが、その後は文献等に限って机上の調査をおこなったところ、汚染土が大量に出る地域で集中的に管理するのが適当と考えた。調査しないと何もしかないということ、調査候補地の案を示した。(環境省)

【賠償(住宅・宅地)】

Q 15

建築着工統計の評価について、48年経過したものは2割になるという話があるが、50年、100年が経過した家でも立派な家はたくさんある。住んでいる人からみた価値を採用するようにしてほしい。

A 15

基準では明確に示していないが、100年経過した住宅については、リフォームも勘案した方式を検討したい。(資源エネルギー庁)

Q 16

家の賠償の算定について、同等のものを取得できる価格としているはずだが。

A 17

家の賠償については、本来は個別に賠償するべきではあるが、一刻も早くお支払いすることを考えれば、こうした客観的データをすぐに計算できる方法を採用させていただいている。それでも妥当ではない場合には個別評価を行い、損害を賠償していく。(資源エネルギー庁)

Q 18

賠償基準については、固定資産税評価、建築着工統計の算定方法の他に第3の道として個別評価が記載されているが、個別評価をとった場合の不利な点が記載されていない。後戻りできないことが書いていない。その点は明記すべきではないか。

A 18

個別評価が後戻りできない点については、ご指摘のとおり説明ができてなくて申し訳ない。請求の際には、固定資産税評価や建築着工統計を用いて算定した額を提示し、それで納得がいけない場合については、個別評価をして頂くことになる。また、個別評価を全員がやってしまうと賠償のお支払いが全く進まなくなる。後戻りができないことは請求手続きの中で明らかにしていきたい。(資源エネルギー庁)

Q 19

個別評価については具体的にはどう評価するののか。

A 19

詳しい内容は決まっていない。専門家が入るとか、類似の取引事例や契約書をどうみるとか、やり方はあるだろうが、具体的なものが決まればお示ししたい。(資源エネルギー庁)

Q 20

借地権に関して、具体的には借地権の割合と借主との割合でどう分配するののか。

A 20

借地権が設定されている宅地については、借地権割合を参考にして賠償をさせて頂きたい。(資源エネルギー庁)

Q 21

住宅の補償に関して、廃棄や解体費用については考慮しているののか。

A 21 今回の賠償については、事故によって価値が毀損した部分を算定して補償をするものであり、家の解体の部分までは盛り込んではいない。
(資源エネルギー庁)

Q 22 賠償を受けたら、所有権が移ることになるのか。
A 22 通常は、賠償した建物等については、民法上所有権が移転することになるが、今回の賠償では所有権は移転しないという考え方となっている。但し、説明資料にもあるように例外を除き、原則第三者への譲渡の制限をかけている。
(資源エネルギー庁)

Q 23 宅地の賠償について、補償額は新築時点の購入額に満たない金額であり、新しい土地が買える金額ではない。
A 23 土地については固定資産税評価額は一般的に時価の70%とされているため、それを割り戻した金額を時価相当額とさせて頂いている。それでも時価相当額より低くなってしまふ場合では、建築着工統計の単価を用いた方法や個別評価で対応したい。
(資源エネルギー庁)

Q 24 宅地の賠償について、なぜ⁴³1.を乗じれば、事故発生前の価格になるのか。
A 24 固定資産税評価額公示価格の70%と言ってきたが、事故発生前の価値を想定。新しい基準ではその価値が評価されない場合もある。その際は個別に評価することになる。
(資源エネルギー庁)

A 24 固定資産税評価額公示価格の70%と言ってきたが、事故発生前の価値を想定。新しい基準ではその価値が評価されない場合もある。その際は個別に評価することになる。
(資源エネルギー庁)

Q 25 固定資産税評価額は材料代だけである。家を建設するには人件費も必要であり、材料代だけの固定資産税評価額を採用とすることは納得できない。
A 25 単価に固定資産税評価額をそのまま使うということではなく、係数を乗じることで時価相当額に補正している。また、建築着工統計については、大工の工賃も含まれており、材料費だけという訳ではない。
(資源エネルギー庁)

Q 26 建物の修復費用等に係る賠償金について、東電は住民の登記簿謄本の内容を確認し、その内容に基づき請求書を送付してきているが、登記簿謄本には抵当権の設定状況等が記載されており個人情報である。
A 26 修繕費については、建物賠償の一部前払いにて対応させて頂いている。登記簿の閲覧については、抵当権の設定等も確認できるといふことであるが、ご指摘のとおりである。

ただ、登記簿は、希望があれば自由に閲覧でき、インターネットでも閲覧できる状況。今後の請求に当たり、できるだけ迅速に対応できるように、引き続き登記簿を閲覧の上請求書に反映させたいと考えており、ご理解いただきたい。
(東京電力)

【賠償(家財)】
Q 27 区域見直しにより、賠償で3割の差が出るということであるがなぜか。
A 27 居住制限区域や避難指示解除準備区域では、家財の賠償について3割の差が生じる。一方で、居住制限区域では、立入回数が増えるというルールとなっている。町としては、5年間戻らないことを決めて、区域見直しで差が出るものについて、同等の賠償額となるように対応することとしたが、家財については、現在の賠償基準では3割の差が生じてしまう。
(企画調整課)

Q 28 家財、建物の一部には、思い入れのあるものがある。これらは個別評価できるのか。また、ペットはなぜ家財なのか。
A 28 家財については、今回の賠償額は最低限の賠償という位置付けであり、

個別評価による対応も可能としているところ。ペットについては、法的な損害賠償請求と同様の整理として家財という整理となった。
(資源エネルギー庁)

Q 29 今回の賠償基準の家財の内訳を教えてください。
A 29 家財については火災保険を対象に提示させていただいている。定額の金額については、積み上げではなく、火災保険のものよりも高い金額にしている。早急にお支払いする金額を提示しているが、それでも補償できない部分は個別評価の方法をとりたい。個別評価の算定方法は決まり次第案内したい。帰還困難区域と居住制限区域で家財については差が出るが、帰還困難区域ではバリエードが設けられ、自宅へのアクセスが不便になるため、金額を多く出させて頂いている。居住制限区域や避難指示解除準備区域では、バリエードがないので、自宅へのアクセスがしやすい、一時帰宅の頻度が上がるので、一時帰宅の費用を帰還困難区域より多く支払うことでバランスをとっていく。
(資源エネルギー庁)

Q 30 財物の賠償は住民票を有する町民だけが対象になるのか。子は成人して住民票を移して働いている。子供

の家財の賠償については、東電のコールセンターに聞いたところ、一切支払わないと言われてしまった。

A 30 現在は子供が住んでいないが、その家財が残っているケースは確かにあると思う。こちらも一つひとつ査定をしてみると、時間がかかる。今回は人数構成に応じて定額を支払う。定額よりも損害が上回った場合については、損害賠償をさせて頂く。

(資源エネルギー庁)

Q 31 設備機器については家財の定額の対象となるのか。例えばエコキュートやIHのようなもの。

A 31 家財の一覧表については、個人のもの为例示している。家電とガス生活用品等を掲載している。紙面のスペースの関係上、掲載仕切れないものについては「など」と示しているので、疑問があれば問い合わせ頂きたい。

(東京電力)

Q 32 一括賠償を行った場合、家財の所有権はどうなるのか。

A 32 所有権の移転は発生しない。

(東京電力)

Q 33 定額ではなく家族数に坪数を乗じた方が適切な評価ではないのか。

A 33

広いお宅については家財が多数あり、定額では賄えないケースもあるかと思う。そうであれば、個別評価でしつかり請求して頂きたい。

(資源エネルギー庁)

【賠償(その他)】

Q 34 就労不能損害の賠償が2年というのは納得できない。

A 34

新しい賠償基準では就労不能損害を2年とさせて頂いた。今後の就労再開までに必要な資金として、公共収用を参考にし、その2倍の2年分を賠償させて頂くこととした。それでも対応できない面もあると思うので、雇用の拡大策等、国の支援策を講じていきたい。今回の基準の上位概念である文部科学省の原子力紛争審査会の指針では、終期の設定は困難と結論づけているため、個別の事情を判断させて頂くこととし、2年というのの一つの区切りとさせて頂きたい。その後については個別に状況をみたくえで判断させて頂きたい。指針でもそのように明記してある。

(資源エネルギー庁)

Q 35 原発事故により会社の経営が悪化し、100%の退職金がもらえるはずであったのが、50%しかもらえなかった。

A 35

就労不能損害については、2年分を一括でお支払いすることになっている。退職金については、確認させて頂きたい。

(資源エネルギー庁)

Q 36 生命的・身体的損害について、国の中間指針により、平成23年11月30日に打ち切られたのはなぜか。

A 36

生命・身体的損害については、原子力紛争審査会で決定されている。資源エネルギー庁では、個別の事情で支払いはできるようにしている。

(資源エネルギー庁)

生命的・身体的損害については、個別の事情を確認して実費を支払わせて頂いている。指針では日にちを区切らせて頂いているが、事故との因果関係が確認できれば補償をしていきたい。

(東京電力)

Q 37 精神的損害に対する賠償の単価である10万円の考え方については、交通事故の賠償金を参考にしていると聞いているが、なぜ単価が10万円なのか。町民は時間とともに精神的に追い詰められている。

A 37

精神的損害に対する賠償については、原子力紛争審査会の指針で10万円と示されており、この指針で示したものを尊重していきたい。本審査

会は司法関係者も含めた審査会である。算定については、審査会の指針で決定したものであり、今回、その理由の照会があったことについては、審査会の事務局に伝えていきたい

(資源エネルギー庁)

Q 38 農家は大きな物置を住居とは別に所有しているが、住居に準じた賠償となるのか。

A 38

物置については登記されている場合、係数が住居と異なるが賠償の対象となる。登記されていない場合、門塀と同じ取扱いになる可能性も。内容を確認させて頂きつつ賠償をしていきたい。

Q 39

財物・土地の賠償はあるが、農地やお墓の賠償はまだ示されていない。全て2年以内に終わるといふことか。

A 39

全ての賠償が2年で終わるものとは思っていない。就労不能損害の給与所得がそうなっているだけ。新しい基準で示したものについては、個別に考えるのが基本。基準を示せていないものについては、その状況に応じた判断をしていく。今後決めていくということ。なお、農地、山林等の賠償についてはまだ決まっておらず、現在検討中。策定され次第、ご案内させて頂きたい。

(資源エネルギー庁)

Q 40

娘が進学のため震災前に転出した。大学生なので親が完全に扶養している。東電や弁護士に相談しても、住所を移したので賠償は出ないということであった。住民票がないということだけで一律に切られてしまうのか。

A 40

今回の事故については3月11日時点で被災地にいた方を対象としている。住民票も移してかつ、大熊町にいないとなると、原則的には賠償の対象外となってしまふ。今の取り決めではその枠組みの中で動いている。

(東京電力)

Q 41

今は借上住宅に住んでいるが、自分で家賃を支払っており、2月までは満額を東電から支払われていたところ、それ以降は上限を超えた場合、満額は支払えないと言われた。上限を設けたのであれば、その旨事前に教えて欲しい。

A 41

家賃の件については、現在検討中であり、御意見は承って今後の検討とさせて頂きたい。

(東京電力)

家賃の上限設定について、説明がなかったのは申し訳ない。家賃の考え方については一括請求の前に考え方を例示させて頂きたい。

(資源エネルギー庁)

Q 42

避難帰宅等に関わる費用については、一括で支払う。一時立入の頻度は個々によつて違う。

A 42

避難帰宅に関する算定は、標準的どのくらいの人が、どのくらい帰るのか算定のうえ、お支払いをさせていただく。それを上回ることがあれば、実費を支払う。決まっていなくても多く、後追いになってしまふ部分も多々あるが、御意見を踏まえて運用を改善していきたい。

(資源エネルギー庁)

Q 43

大熊町や双葉町は原発事故の被害者であるにもかかわらず、我々の要求は反映されていない。

A 43

全ての声を聞いている訳ではないが、ご意見は反映できるように取り組んできた。例えば、建物の算定方法が固定資産税評価だけであったのが、建築着工統計の単価も導入したように、ご意見を盛り込んでいる部分もあり、賠償の迅速なお支払いができる仕組みにしている。

(資源エネルギー庁)

町としては、賠償基準の策定にあたり、被害者の代表も加えた形での審査会を設けるべきと要望したが、その点は受け入れられなかった。東電に任せるのではなく、国も調整に

加わり、8+1+1の場で双葉郡全体として調整をすることとなった。

その結果、以前と違い、かなり改善された面もある。引き続き双葉郡全体として協議を行い、皆様の意見を反映させていきたい。

(町長)

【町の方針】

Q 44

町外コミュニティについてはどうなっているのか。

A 44

一日も早く町外コミュニティを作るべく国、県と調整している。町民の皆さんが1箇所に住めるようにしたいが、受入自治体の事情も考慮する必要もある。一番多くお世話になっているいわき市と会津若松市を中心に安心できる居住環境の整備に向けてできるだけ早く住めるような環境作りのために努力していくので、今少しお待ち下さい。できれば、3年くらいには第一陣が住めるくらいが目標で取り組んでいきたいと考えている。

(町長)

Q 45

町長は町への帰還を公約としていたが、今もその方針に変わりはないか。何年後に帰還が果たせる見通しか。

A 45

国のエネルギー政策の中で、県や町で議論して今の状況になってしまっ

た。事故調査委員会でも、事前に対策をとっていれば被害をもっと抑えられたのではないかと指摘を受けている。みんなで大熊町に帰ろうと言ったが、このような状況ではいつ帰れるのか明確に回答できない。本当に申し訳ない。最終的には除染をして帰町できる環境をつくるのが我々の責任である。原爆の被害を受けた広島や長崎では50年間は住めないと言われていたが、今は復興している。

私は、帰りたいと願う人がいる限り、故郷を取り戻せる日が来ると信じる一人です。なお、帰りたくても帰れない人に対しては、新たな環境を作る、生活環境の基礎を作るのが我々の仕事。

(町長)

Q 46

町の代表として賠償や中間貯蔵施設については、どのように交渉したのか。

A 46

国や東電とは話をしている。細部については、もっと交渉をやりたいが、賠償を迅速に支給しなければならぬという現状もある。係数についても、町として担当者間で議論をしながら決まったもの。双葉郡の8カ町村が集まって基準値を上げさせた。

(町長)

Q 47

区域見直しを実施して2〜3年後に、インフラ整備が終わるとのことだが、町としての線量は何ミリシーベルトを目指すのか。

A 47

帰れる基準としては、国からは年間20ミリシーベルトが示されている。1ミリシーベルトまで下げることが理想であるが、全てをそのような数値にすることはできない。帰れる環境になるまで近づけていく。線量に対して理解をして頂き、できる限り多くの人が帰れる環境をつくってほしい。(町長)

Q 48

教育については、避難によって親元を離れて、精神的に不安定な子供も多い。また、学力低下も著しく、町はどのようにして教育水準を保っていくという施策は持ち合わせていないのか。

A 48

避難生活を余儀なくされている状況ではあるが、次の世代に責任を持って取り組んでいきたい。以前の大熊町に近づくのは難しい面もあり、施設や設備の面で負けるが、教育の質を上げるべく努力していく。会津短大や会津大学と提携をして、会津大学の学生や先生から積極的な応援を受けることとしており、授業の質の効果をあげていきたい。また、中学

校については、会津短大のすぐ近くに土地を確保して、グラウンドや体育館を備えた中学校を建設する予定。なお、避難者の3分の2は会津以外に避難されているので、そうした子供のことも視野に入れて、町の子の学習を守っていきたい。(教育長)

【東京電力関係】

Q 49

今回の事故を東電は人災だと受け止めているのか。

A 49

人災か天災かということからいうと、設計上の配慮が足りなかったというところで人災ということになると思う。原発事故について人災かどうかの解釈については、個人的な見解として人災だという話。会社として、人災か天災かで言い表してはいない。事故を起こした原子炉の設計が津波を想定していなかったのは事実であり、社内の事故調査委員会でもそう述べている。(東京電力)

Q 50

東電の前社長は都市部での生活再建にきちんと対応すると述べていたが、今回のものはそれがどこにも反映されていない。

A 50

都市部にも住めるように独自賠償を考えて欲しいという話であるが、住宅や土地についてはまとめて賠償

をすることとなっている。他には山林・田畑の賠償基準が明らかに成っておらず、その点については、指針が出次第早急に対応したい。全体で賠償させて頂いて、皆様の生活再建となるようにしたい。西澤前社長の記事に関する御意見に対しては、持ち帰って上申させていただきたい。

Q 51

東電が公表した映像の一部に町を馬鹿にした発言があったと聞いているが。

A 51

公開された映像に映っている不適切な発言の件については、おそらく3号機の対応について町から照会があった際のその質問に対する議論をしている中で、対策が決まっていなかったことをもって「対策もどき」という言葉を使用していた点だと思われる。このことについては、大変不適切な発言であったと反省している。(東京電力)

【その他】

Q 52

子どもの健康診断について、柏崎市の病院で検診が出来ない。甲状腺の検査も心配になる。内部被ばくの検査のためには新潟市まで行かなければならない。柏崎にも総合病院があるのでそちらで検査できれば非常に助かる。

A 52

本件については、ご要望として伺い、よく調査をして回答したい。(総務課)
※9ページ下段をご覧ください。

Q 53

生活する上で、居住証明書が必要だと思っている。避難先に住んでいるのだが、ポイントカード一つも作れない。免許証の裏に避難先の住所を記載する等、何らかの対応をしてほしい。

A 53

居住証明書については、検討していききたい。被災証明に住所の記載はされているが、それが通じるものなのかどうか、検討していきたい。(総務課)

Q 54

住民票を移した場合も、健康保険は減免措置を受けられるのか。

A 54

総務省が1年前に原発避難者特例法を施行させ、住民票を移さなくても、その町の行政サービスを受けられるように措置している。健康保険や介護保険の減免については大熊町において実施しているもの。(復興庁)
大熊町に住民票が残っていれば、介護保険や国民健康保険も免除となる。住民票を移した場合については、ご指摘のとおり自治体の対応はまちまちである。統一的な対応をとって

頂くよう総務省にはお願いしているが、その点は決まっていない。減免を確実に受けたいのであれば、できる限り住民票は大熊町に残して頂ければありがたい。町県民税も10〜100%の減免措置を設けている。(総務課)

Q 55

県外避難者に対して情報提供をしっかりとしてほしい。

A 55

町の情報が伝わっていない、決まったことしか伝わらないという指摘は会津でもよく声が寄せられる。町のホームページや携帯や広報があるが、何かを隠して情報を出さないという訳では決していない。決める内容が町単独のものであればお出しできるのだが、国や県と相談して決めるものが多いことによるもの。経過説明の際にうまく伝えられればいいのだが、町が言うと、こう決まるんだと誤解されてしまうことが多い。その打開策の一つとしては、タブレット端末を配布して、町から同じ情報を一斉に流すことができるようにしたい。今年度中に配布できるように、現在検討しているところ。(企画調整課)

Q 56

除染の効果はあるのか。除染の効果がないのなら、中間貯蔵施設も設置する必要もないのではないのか。

A 56

モデル事業では50%落ちるところ

もあれば、そこまで落ちないところもある。まずは除染を行って線量を下げて、その排水も管理して負担をかけないようにしたい。(環境省)

Q 57

富岡町、楢葉町には線量計が配布されていると言われたが、我々にはなぜ配布されないのか。

A 57

線量計については町としては、区域見直しの終わった際、一人一台をお渡ししたいという計画です。(生活環境課)

Q 58

屋根の補修については、町の委託事業と聞いているが、町に屋根の補修を依頼してから1年以上経過しているにもかかわらず、未だに対応してもらえないのはなぜか。

A 58

屋根の補修については、原発から3km圏内を除いて線量の低いところから対応していく予定。放射線量の高いところについては、作業員の健康にも配慮しているところであり、要望があっても対応できないところもある。(総務課)

町政懇談会回答補足

Q. 子どもの健康診査、甲状腺検査について現在新潟県柏崎市に避難しており、柏崎市の総合病院でこまめに受診できないか？

A.

【福島県からの回答】

1. 小児(15歳以下)の健康診査について

「新潟県に避難されている方には8月17日に個別に通知しております。受診期間は11月から2月になります。通知をご覧いただき、電話で受診の予約をしてください。受診可能な最寄りの医療機関を手配します(柏崎市では柏崎総合医療センター1カ所)。」と回答がありました。

お問い合わせ先：結核予防会 予約センター 電話 03-3292-9275

(受付時間 土日祝日を除く 9:00~16:00)

2. 甲状腺検査について

(1) 「県外検査について、対象者へお知らせをお送りしました。希望される方には、関係機関と調整の上、具体的な検査機関・日時をお知らせします。新潟県においては、新潟市、長岡市、柏崎市に医大からも出向いて10月以降検査を実施する予定です。」

(2) 「現在20歳までの方は甲状腺検査を2年に1回ごとの検査体制で計画しています。これ以上期間を短くすることはできません。どうしてもご心配ということであれば、個人的に医療機関で受診していただくことになります。」と回答がありました。

お問い合わせ先：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 電話024-549-5130

(受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00)

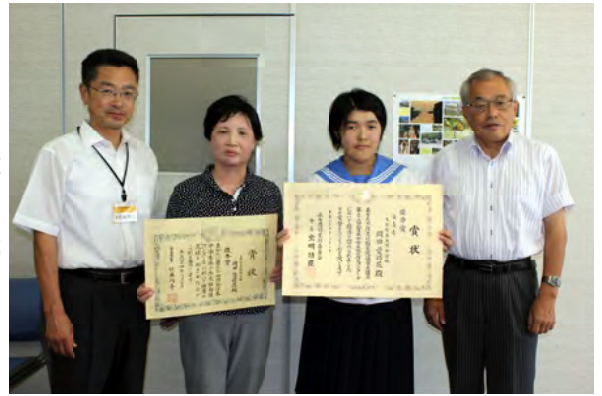
【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 保健センター

全日本水の作文コンクール優秀賞を受賞！

－岡田愛莉花さん(大熊中2年)－

全日本中学生水の作文コンクールで優秀賞(水の週間実行委員会会長賞)に輝いた大熊中2年の岡田愛莉花さんが8月27日、武内教育長に受賞の喜びを報告しました。これは8月1日～7日の水の週間に合わせ毎年実施されているもので、全国から最優秀賞1点、優秀賞5点、入選33点が選ばれました。

岡田さんは「今も各地に避難し、辛く、寂しい気持ちでいる人たちを、得意の作文で元気づけたい」と話していました。



全日本水の作文コンクール優秀賞受賞作品「あたり前の生活」

大熊町立大熊中学校 二年 岡田 愛莉花

どこにでもあり、いつでも手に入る。それが、震災前の私の水への考え方だった。学校から帰り、手を洗う時、蛇口をひねれば簡単に水が出る。喉が乾けば、コップに注げばいい。そんなことは日常生活においてあたり前のことであり、そう考えていたのは私だけではないはずだった。しかしあの日、大震災が私達を襲った日、水の恐ろしさと有り難さを私達は思い知らされることになる。

3月11日。私は下校途中に地震に遭い、自宅の様子や家族の安否が心配で、不安な気持ちをおさえながら足早に家へと向かった。自宅に戻り玄関の戸を開けると、家族の顔は青ざめ誰もがオロオロするばかりだった。私の頭も混乱して、今何が起きているのか飲み込めないでいた。さらに追いうちをかけるように余震が次々と私達を襲ってきた。私は恐怖のどん底に突き落とされていった。停電し、暗闇へと姿を変えた町。何もできずに家の中で丸くなって震えていた私は、手さぐりでトイレを探した。その時、ある事が私を困らせた。水が流れないのだ。祖母に伝えると、祖母は普段溜めていた雨水を使い流してくれた。祖母たち大人は、「断水」という私には聞き慣れない言葉を口にしていった。翌朝、私は水道で手を洗おうとしたり、水を飲もうとしたが、その後水が姿を現すことはなかった。

私達の住む大熊町には、東京電力福島第一原子力発電所があり、その発電所の事故で避難を余儀なくされ、私達は避難所を転々とする事になった。津波の被害を知ったのは、田村市の文化センターへ避難した数日後のことだった。東北沿岸部のあちこちで、水が人間に牙をむいたのだった。多くの尊い命や建物を一瞬のうちに奪った海。恐ろしかった。幼い頃、祖父母と遊んだあのキラキラ輝いていた美しい海が、初めて恐ろしいと思った。

水は大切だ。と言われても、ぴんと来ないのが本音だ。今回起きた津波や水難事故。これらをまとめて「水」と考えた時、素直に大切だとは思えなくなってしまった。しかし、それらを水の全てと考えるのではなく、水の一面と捉えた時、水はただ恐ろしいだけのものではないのだろうか。逆に、水が消えた地球を想像してみる。水不足が世界中で起こった時、地球の動植物、そして人間の命は失われるであろう。私達が生きている「あたりまえの生活」は、水があって初めて成り立つものなのだ。避難先の体育館で、久しぶりに水を口にしたら。支援で頂いたミネラルウォーターは、涙が出るくらい美味しいものだった。手を伸ばせば、いつでも手に入る水が、とても貴重なものだと気が付いた瞬間だった。「たかが水だろう」と思う人もいるかもしれない。だが、「たかが水」ではないのだ。なぜ私達は今まで好き勝手に水を使い、貴重なものとして扱ってこなかったのだろうか。水は身近なものだからこそ、その大切さに気が付かないのかもしれない。

水は資源というもの以上に、私達人間の命そのものだと思う。水を守るという事は、命を守るのも同然。だが使い方を誤れば、水は人間の命を奪う凶器となってしまう。津波などのように、時折、水は暴走をしてしまう。私達は、一日も早く暴走を食い止めるための対策を考え、実行していかなければならない。つまり、水の利便性と危険性を十分理解し、正しく安全に効率的に使わなければならない。それが、私達人間が水を使うことへの責務なのだと思う。

私は大震災から多くの事を考えさせられ、たくさん学んだ。全国の方の温かい心にも触れ涙した。そんな中、改めて「水」について考える機会を与えられたことに感謝したい。この貴重な経験から、水があるから人間が存在できるという事を心に刻み込んでおきたいと思う。そして、穏やかで「あたりまえの生活」が一日でも早く訪れる事を願っている。

平成24年度大熊町総合健診・子宮がん検診のお知らせ

総合健診

〈自分の健康状態を知るために、
年に1度は健診を受けましょう〉

平成24年度の町の総合健診を下記のとおり実施いたします。受診を希望する方でまだ申し込まれていない方はお申し込みください。希望者には、カルテと案内を10月中旬までに送付します。

◆健診日程

◇いわき市

実施日	受付時間	会場
10月27日(土)	午前9時～11時 (開場9時)	好間パークセンター
10月29日(月)		いわき中央台公民館
10月30日(火)	午前8時30分～10時30分 (開場8時30分)	大熊町役場 いわき連絡事務所 (好間第3仮設住宅となり)
10月31日(水)		

◇会津若松市

実施日	受付時間	会場
11月1日(木)	午前8時～10時 (開場8時)	河東保健センター
11月2日(金)		
11月3日(土)		一箕町長原仮設住宅 集会所
11月5日(月)		河東保健センター

◇郡山市

実施日	受付時間	会場
11月6日(火)	午前9時～11時 (開場9時)	福島県農業総合センター

○県外での健診を希望された方

日本予防医学協会から受診の案内が送付されますので、お申し込みください。

子宮がん検診

郡山市といわき市で子宮がん検診集団検診を実施します。また会津若松市、いわき市、郡山市の医療機関において、子宮がん検診施設検診を実施します。町の集団検診を受けられない方で、施設検診を希望する方は電話でお申し込みください。希望者にはカルテを送付します。

◆検診日程

◇集団検診(骨粗しょう症検診同時実施)

場所	実施日	会場
郡山市	10月11日(木)	農業総合センター
いわき市	11月27日(火)	現在調整中
	12月4日(火)	

◇施設検診(※骨粗しょう症検診は受けられません。)

場所	検診期間
会津若松市	8月1日(水)～11月30日(金)
いわき市	8月1日(水)～12月末
郡山市	10月1日(月)～12月末

※福島市は現在調整中です。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 保健センター

ミニクッキングのお知らせ

簡単なお料理を作りながら、子育ての情報交換をします。みんなで一緒ににぎやかな時間を過ごしませんか。

◎日時：10月15日(月) 10時から11時30分

◎場所：ゆっくりすっぺ

◎対象者：未就学児とその親

◎内容：お弁当作り

◎持参物：エプロン・三角巾・(あれば)お弁当箱

◎定員：5組

◎参加費：無料

*開催日の3日前まで保健センターへお申し込みください。先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

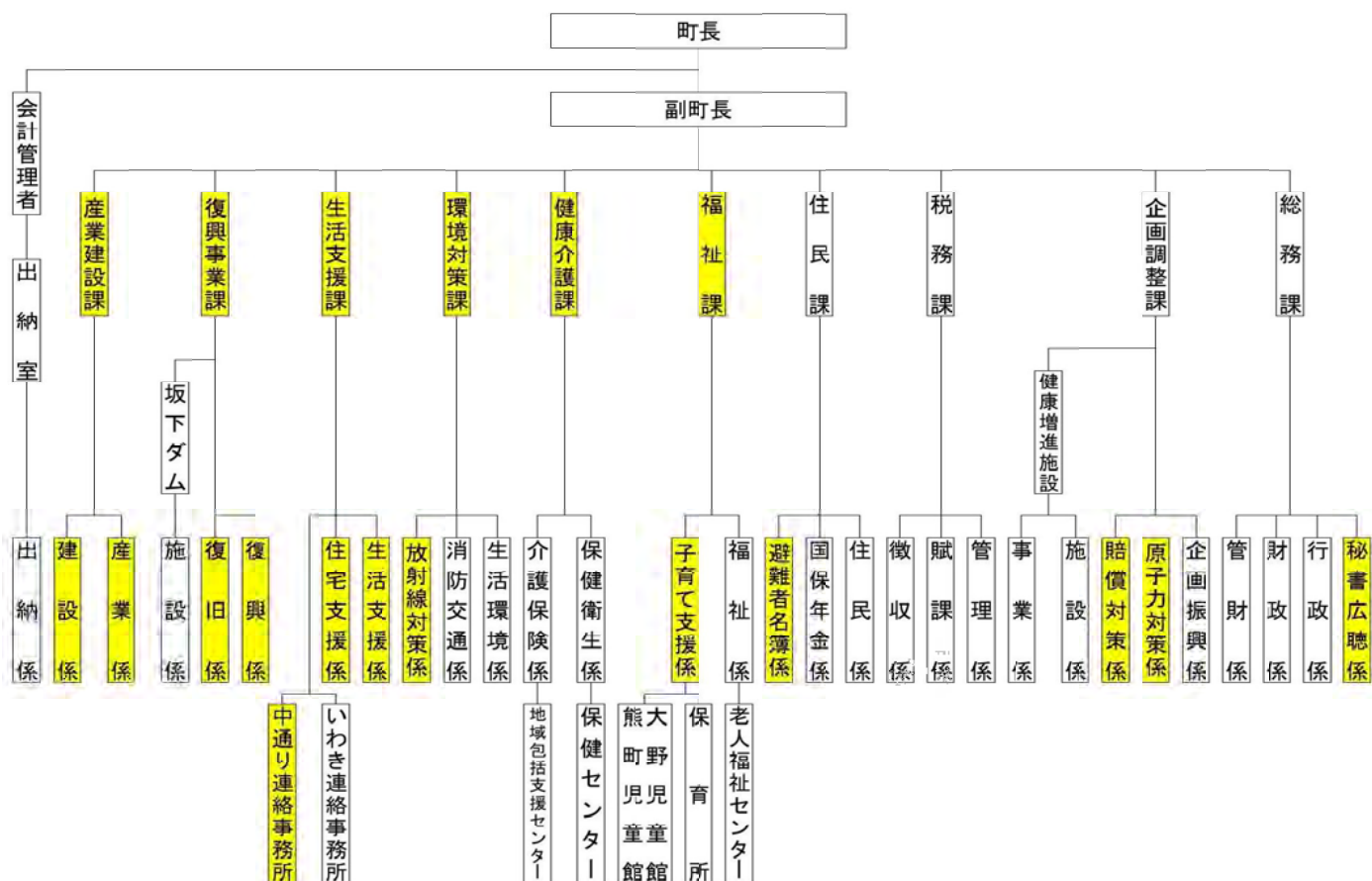
【お申し込み・お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 保健センター

大熊町の行政組織が変わります

大熊町では、現在の福島第一原子力発電所事故に伴う全町避難に対応し、町民の皆様の生活を守り、復興につなげていくため、行政組織の変更を議案として、町議会9月定例会に提出し、可決されました。

10月1日以降は、新しい組織体制での業務となりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

10月1日以降の行政組織図



大熊町役場連絡先

○大熊町役場会津若松出張所(変更なし)

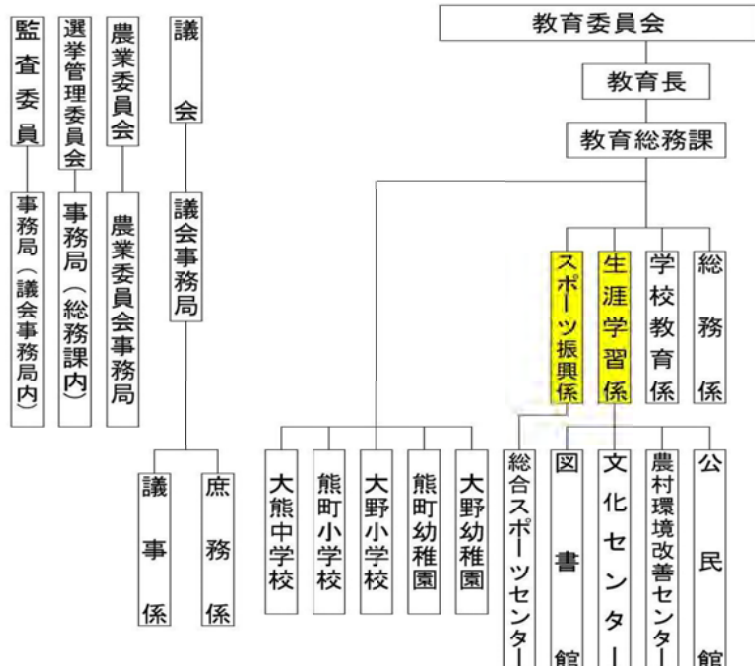
住 所：会津若松市追手町2-41
電 話：0120-26-3844
F A X：0242-26-3794

○中通り連絡事務所(10月1日より新設)

住 所：二本松市金色421-10
電 話：0120-24-1013
F A X：0243-24-1259

○いわき連絡事務所(10月1日より住所変更)

住 所：いわき市好間工業団地1-43
電 話：0120-26-5671
F A X：0246-36-5672



お知らせ

大熊町子ども医療費助成について

大熊町では、これまで実施してきた中学3年生までを対象とする医療費の無料化について平成24年10月1日から年齢を18歳（高校3年生程度）までに拡大します。このことに伴い登録申請が必要となりますので申請してください。（申請が必要な方は、既に申請書を送付しております（8月15日現在））

◆申請が必要な方
平成6年4月2日から平成9年4月1日誕生日の国保加入者以外のお子様
（高校1年生〜高校3年生程度）

◆受給者証
9月下旬から10月上旬にかけて郵送いたします。
※平成25年2月28日までは、東日本大震災による医療費一部

負担金免除があるため、そちらが優先されます。
※乳幼児医療費助成についても、制度の変化はありませんが受給者証に変更がありませんので新しい受給者証を郵送いたします。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
福祉課

大熊町国民健康保険・後期高齢者医療保険へ加入している方へ

医療機関等を受診する際の一部負担金免除証明書について
平成24年10月1日以降医療機関を受診する際には、医療機関窓口にて保険証と一部負担金免除申請書の提示が必要となります。（平成24年10月1日以降は保険証だけでは一部負担金の免除を受けることができません。）

このことに伴い、9月末に大熊町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へ一部負担金免除証明書を送付しました。

医療機関を受診する際は、保険証と一部負担金免除証明書を必ず持参してください。
※現在のところ東日本大震災により一部負担金の免除をう

けられる期間は平成25年2月28日までとなっております。（一部対象外の費用を除く）
その後の期間延長等につきましては、対応が決まり次第お知らせいたします。

○社会保険等に加入されている方へ
一部負担金免除については、加入している健康保険により対応が異なりますので、ご不明な点は加入している健康保険の保険者へ確認するようにしてください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
住民課国保年金係

福島県子どもの医療費助成事業開始による国民健康保険被保険者証の差し替えについて

大熊町では、これまで実施してきた中学3年生までを対象とする医療費の無料化について平成24年10月1日から年齢を18歳（高校3年生程度）までに拡大します。このことに伴い現在国民健康保険被保険者証に記載されている内容が変更となるため、新たに医療費の無料化の対象となるお子様に関して保険証の差し替えをおこないます。

◆制度開始時期

平成24年10月1日（10月診療分から）

◆保険証差し替え対象者

平成6年4月2日から平成9年4月1日誕生日の国保加入者のお子様
（高校1年生〜高校3年生程度）

保険証記載内容変更点	○変更箇所①：保険証(表)右下の一部負担金の割合 ・変更前「0割(中学3年まで)」 ・変更後「0割(18歳まで)」
	○変更箇所②：保険証(裏) ・変更前 「(1)中学3年生まで(15歳の誕生日の前日以後最初の3月31日まで)0割」 ・変更後 「(1)18歳まで(18歳の誕生日の前日以後最初の3月31日まで)0割」

◆差し替え方法

上記対象者の方へは、9月末までに差し替え分の保険証を郵送（簡易書留郵便にて各個人ごと）しています。

今まで使用していた保険証は、大熊町役場へ返却するか、自己の責任において細かく切つて破棄し今後使用しないようにしてください。

※平成25年2月28日までは、東日本大震災による医療費一部負担金免除が適用されるため、震災の免除が優先されます。

※国保の医療費助成対象者が福島県以外で受診（県外受診）した場合、医療機関等によっては一部負担金がとられてしまう場合があります。その場合は、後日国保に還付の申請をしてください。（申請には領収書等が必要となります）
↓県外であっても、震災の免除が適用となる費用については一部負担金はかかりません。

※保険適用外の費用は助成の対象となりません。
※乳幼児から中学3年生までのお子様の保険証については、今年度中は交付済みの保険証で対応できるため差し替えはおこないません。
【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
住民課国保年金係

平成24年度国民健康保険 税の課税決定および減免 について

平成24年度の国民健康保険税については、10月15日に課税決定通知書を発送いたします。なお、昨年度同様に今年度も全額減免になりますので、納付する必要はありません。

ただし、平成23年3月11日以前にさかのぼって国民健康保険に加入した方につきましては、平成23年2月分までの国民健康保険税が課税されますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
税務課

大熊町避難者コミュニティ の運営費を補助します

大熊町民間の交流を目的とした、避難者コミュニティ運営に係る事業費の一部を補助することとなりました。

補助を希望される団体は、コミュニティの活動場所、活動メンバーおよび年間の事業計画を申請書と共に、企画調整課まで提出してください。事業計画の詳細を確認の上、活動事業費の

一部を補助金として支給いたします。

補助対象としましては、施設使用料や講師謝礼代、飲料代等となりません。

※その他の項目につきましてはご相談ください。

手続き等に関しては、企画調整課までご連絡ください。

【申請・お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

英語教育支援のお知らせ

東京の予備校「河合塾」の英語科講師、志麻論先生（会津若松市在住）より教育支援の申し出があります。

受講希望の方は大熊町教育委員会までご連絡ください。

「志麻先生からの一言メッセージ」

○英和辞典と考える意欲を持つ
参ってください。

○英語は暗記科目ではありません。
せん。理屈です。

◆支援の内容

- (1)大熊町出身の高校生に対する
大学受験のための英語指導
- (2)毎月第1第3土曜日・日曜日
◇土曜日
午後3時30分～午後5時

◇日曜日

午前10時30分～正午

(3)場所 大熊中学校教室

(4)受講料無料

(ただしプリント等は実費負担)

(5)申し込み締切

10月15日(月)まで

【お問い合わせ先】

大熊町教育委員会教育総務課
(大熊町役場会津若松出張所内)

高速道路の無料措置が 続されます

平成24年4月1日より実施されています原発事故により避難されている方の支援について、次のとおり無料措置の期間が継続されます。

◆期間

平成25年1月15日(火)

午後12時まで継続

※将来的には東京電力による交通費の賠償に対応を一本化（当該賠償の対応状況等を踏まえ、当面、本無料措置を継続します。）

◆対象IC

福島県内の全インターチェンジ、山元IC、加須IC、桜土浦IC（加須IC、桜土浦ICは双葉町の避難者のみ）

◆対象者

警戒区域等の区域内に居住していた者、及び特定避難勧奨地点の設定を受けた方

◆目的

避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援

【お問い合わせ先】

ネクスコ東日本お客さまセンター
☎0570-024-024
(ナビダイヤル・24時間受付)
または
☎03-5338-7524

避難地域住民交流会の開催について

県内外に避難を余儀なくされている多くの人たちは、仮設住宅や借り上げ住宅において毎日困難な生活を営み、また、新たな地において隣人あるいは地域とのコミュニケーションも少なく、将来に不安を抱いている状況にあることから、大熊町民の交歓交流会を開催します。

◆主催

日本赤十字社福島県支部

◆期日

10月26日(金)

◆交通

主催側の用意したバスにて移動(現地集合は認められません。)

◆集合

◇いわき地区

好間第3仮設 午前9時

◇会津地区

会津若松駅 午前9時45分

◆会場

「ホテルリステル猪苗代」

(福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字天王坂2414)

☎0242-66-2233

◆内容

・大熊町民の交歓交流
(昼食、温泉入浴など)

・赤十字奉仕団による支援活動
・ガラス館見学

◆参加対象者

大熊町から避難している住民

・いわき地区定員 90人

・会津地区定員 90人

◆参加費

無料
(バス代、昼食、入浴料は主催側負担)

◆申込方法

10月12日(金)までに氏名、年齢、性別、当日連絡先、集合場所を電話でお申し込みください。

◆申込先

大熊町役場コールセンター

☎0120-26-3844

【お問い合わせ先】

大熊町社会福祉協議会

☎0242-29-5760

「自分に合わせて えらぶ・つくる 食体験プロジェクト事業」参加者募集のお知らせ

会津の秋を感じる献立と共に、自身の健康と食事についてふりかえってみませんか？自分に合った食事を学び、会津の郷土料理こづゆと家庭料理を実際に作って食べる教室です。お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

***会津若松市主催の事業です**

◆対象

- ・会津若松市市民
- ・会津若松市と近郊にお住まいの大熊町民

◆内容

- (すべての会場に共通した内容となります)
- ①食事についてのお話
 - ②フードモデルを使用した簡単な食事チェック
 - ③食生活改善推進員による調理実習(こづゆ他)

◆講師

会津大学短期大学部
食物栄養学科
講師(管理栄養士)
加藤 亮 先生

◆参加費 無料

◆持参物

エプロン・三角巾・筆記用具

◆申込方法

開催日の3日前まで電話でお申し込みください。先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

◆開催日・開催会場・定員

- ① 10月10日(水) 勤労青少年ホーム 30人
 - ② 10月25日(木) 城北コミセン 20人
 - ③ 11月12日(月) 南公民館 20人
 - ④ 11月19日(月) 北会津保健センター 20人
 - ⑤ 11月21日(水) 松長コミセン 20人
 - ⑥ 11月22日(木) 會津稽古堂 30人
 - ⑦ 11月26日(月) 會津稽古堂 30人
 - ⑧ 11月28日(水) 會津稽古堂 30人
 - ⑨ 12月10日(月) 河東公民館 20人
 - ⑩ 12月13日(木) 一箕公民館 20人
 - ⑪ 12月17日(月) 東公民館 20人
- * 11月26日(月)・28日(水)は、小中学校生徒の保護者の方対象。対象保護者の方へ連絡を

させていただきます。【お申し込み・お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 保健センター

地域伝統芸能全国大会福島大会「ふるさとの祭り2012」開催

全国の祭りが福島に集結！日本最大級の祭りの祭典、地域伝統芸能全国大会が福島県で開催されます。伝統芸能の創作コーナー、ご当地グルメコーナーなどの『ふるさと』がもつと好きになる楽しいイベントもいっぱい！

◆開催日

10月27日(土)・28日(日)

◆場所

- 郡山会場
 - ・郡山市民文化センター
 - ・郡山駅前エリア
 - ・会津若松会場
 - 会津総合運動公園
- 【お問い合わせ先】
福島県文化振興課
☎024-521-7154

福島地方法務局からのお知らせ

福島地方法務局須賀川出張所は、平成24年10月9日(火)、郡山支局および白河支局に分割統合し、同日廃止となります。これに伴い、須賀川出張所であり扱っておりました登記事務および白河支局で取り扱っておりました戸籍事務、人権擁護事務は下記管轄市町村のとおり、統合先の支局において取り扱うこととなりますので、お知らせします。

◆福島地方法務局郡山支局

郡山市希望ヶ丘31番26号

☎024-962-4500

管轄市町村

- 須賀川市、鏡石町、天栄村
- 玉川村、平田村
- (郡山市、田村市、田村郡は従前どおり)

◆福島地方法務局白河支局

白河市郭内1番地136
白河小峰城合同庁舎

☎0248-22-1201

管轄市町村

- 石川町、浅川町、古殿町
- (白河市、西白河郡、東白川郡は従前どおり)

【お問い合わせ先】

福島地方法務局総務課

☎024-534-1111

血液疾患の患者さんへ

被災者支援基金

血液疾患で闘病中の患者さんについてのお知らせ
被災者支援基金
血液疾患で闘病中の患者さんで被災された方を対象に、投薬、通院、入院等に係る医療費、交通費について30万円を上限に給付します。

◆給付対象

震災により避難を余儀なくされている造血幹細胞移植の対象疾患の患者とその家族で、災害等により収入等が著しく減少、途絶したために治療に必要な財源の確保が困難な方

◆給付内容

対象疾患により支払わなければならない医療費のうち、高額療養費等公的な支援によりまかなわれないことができない患者負担金、治療に伴う交通費・滞在費。

【申請・お問い合わせ先】

認定NPO法人全国骨髓バンク推進連絡協議会事務局

☎03-5823-6360

○白血病フリーダイヤル

医療相談・メンタルケア・経済的問題・医療施設情報、現在気にかかる日常的な不安ごとなど、ご相談ください。
毎週土曜日
午前10時～午後4時
フリーダイヤル

0120-81-5929

ハローワーク会津若松からのお知らせ

10月の相談日等は次のとおりです。

◆出張相談会

◇10月5日(金)

○時間 午前9時30分～12時

○場所 大熊町役場2階会議室

○相談内容

①求人情報提供、職業相談

②職業訓練情報提供

◇10月10日(水)

○時間 午前9時30分～12時

○場所 大熊町役場2階会議室

○相談内容

①求人情報提供、職業相談

②職業訓練情報提供

③ここからからだのリラクゼーション・おしゃべり交流会

(午前9時30分～10時30分)

◇10月19日(金)

○時間 午前9時30分～12時

○場所 松長近隣公園仮設住宅

集会所(第一)

○相談内容

①求人情報提供、職業相談

②職業訓練情報提供

③ここからからだのリラクゼーション・おしゃべり交流会

(午前9時30分～10時30分)

◇10月31日(水)

○時間 午前9時30分～12時

○場所 扇町1号公園仮設住宅

集会所

○相談内容

①求人情報提供、職業相談

②職業訓練情報提供

③ここからからだのリラクゼーション・おしゃべり交流会

(午前9時30分～10時30分)

①会津地域以外の求人情報を閲覧希望の方は事前にご連絡ください。

②自由参加です。詳しくは、震災特別相談窓口までお問い合わせください。

※ 10月10日(水)の出張相談には臨床心理士が同行いたします。

メンタルヘルス相談をご希望の方は、震災特別相談窓口まで事前にご連絡ください。

◆震災特別相談窓口(西分庁舎)

○開所日時

毎週 月～金曜日

午前9時～12時

午後1時～4時

○場所

西分庁舎

(ハローワークの道路向かい)

☎0242-18518595

※開庁時間内におかけください。

◆臨床心理士による相談日

臨床心理士による職業相談、

メンタルヘルス相談、健康相

談ができます。

○相談日

10月3日(水)

10月17日(水)

10月24日(水)

○時間 午前9時～12時

○場所 ハローワーク西分庁舎

※予約者優先。お気軽にお問い合わせください。

◆就職フェア in あいづ

(合同就職面接会)

新規学卒者および一般求職者と求人企業が一同に会し、就職を希望しているすべての方を対象とした自由参加の就職面接会です。

約50社の企業が参加し、多くの求職者がある場で面接や会社説明を受けられます。

申し込み不要で当日参加も可能です。

※面接をご希望の方は、履歴書、職務経歴書をご持参ください！

◇日時

10月17日(水)

午後1時～4時

(受付 正午～)

◇場所

アピオスペース

展示ホール

(会津若松市インター西90)

◇主催

会津地域雇用創造推進協議会

※ハローワーク会津若松から震災被災者相談コーナーも設置します！

【お問い合わせ先】

ハローワーク会津若松

☎0242-18518595

国際交流フェスティバル2012開催！

世界と会津の食べ物や、ステージパフォーマンスなど盛りだくさんです。おおくま国際交流協会も参加します！皆さんおそろいでご来場ください。

- ◇日時：10月13日(土)
午前10時～午後3時
- ◇場所：鶴ヶ城体育館
- ◇主催：会津若松市国際交流協会
- ◇共催：会津若松市
- ◇協力：おおくま国際交流協会

【お問い合わせ先】

会津若松市国際交流協会
☎0242-27-3703

Annual International Festival
国際交流フェスティバル2012

笑顔でジャンプ
つながる未来

鶴ヶ城体育館
10月13日
10:00 → 15:00
入場無料

おおくま国際交流協会
世界と会津の食べ物・飲み物
県内外で活躍する団体・個人紹介
スマイルまんてん
在任外国人
大集合
おおいっしょ
読本
ワールド
キッズ
笑顔いっぱい
ステージ
パフォーマンス

主催：会津若松市国際交流協会 TEL0242-27-3703 http://awia.jp
共催：会津若松市 協力：おおくま国際交流協会

ハローワーク磐城就職相談会のお知らせ

ハローワーク磐城では、次により就職相談会を開催します。
 なお、失業給付受給中の方は相談時に受給資格者証をお持ちください。

◆開催日程および会場

○10月17日(水)

渡辺町昼野仮設住宅集会所

○10月24日(水)

鹿島町下矢田仮設住宅集会所

◆時間 午後2時～4時

※相談日以外での日程でもご希望があればお気軽にご相談ください。

茨城県避難者交流会情報(10・11月)

- 10月3日(水)「笑いヨガでエクササイズ！」
 場所：みと文化交流プラザ
 開催：ふうあいねっと
- 10月6日(土)「つくば避難者交流サロン」
 場所：つくば市役所
 開催：ふうあいねっと、つくば市
- 10月7日(日)「被災者ママの会遠足サークル」
 場所：かみね動物園・公園
 開催：日立に避難しているママで結成した、「被災者ママの会」主催
- 10月13日(土)「しゃべり場&お茶会」
 場所：鹿嶋市まちづくり市民センター
 開催：ふうあいねっと
- 10月14日(日)「ママ・パパカフェin水戸」
 場所：茨城大学水戸キャンパス
 開催：福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト茨城拠点
- 10月20日(土)「卵の殻でエコキャンドルを作ろう」
 場所：土浦一中地区公民館
 開催：わくわくプロジェクト土浦
- 10月21日(日)
 「りゅうのしっぽ 福島ふるさと交流会」
 場所：中国四川料理 甲子亭
 開催：りゅうのしっぽ
- 10月21日(日)「日立交流会」
 場所：日立市福祉プラザ
 開催：ふうあいねっと、日立市ボランティア有志
- 10月21日(日)「そば打ち体験」
 場所：水戸市稲荷第二市民センター
 開催：茨城県健康生きがいをづくりアドバイザー協議会
- 10月27日(土)「積小為大の会」
 場所：未定
 開催：積小為大の会
- 10月28日(日)「歌とトークと歌声カフェ」
 場所：筑西市役所 しもだて地域交流センター
 開催：たまり場・たろう
- 11月3日(土・祝)「北茨城交流会」
 場所：未定
 開催：NPO法人ウィラブ北茨城
- 11月7日(水)「パステルアートで癒しの時間」
 場所：ふうあいステーション
 開催：ふうあいねっと
- 11月11日(日)「ランチで楽しく交流会」
 場所：たまり場・たろう
 開催：たまり場・たろう
- 11月17日(土)「協力隊の森」
 場所：常陸太田市里川町863付近
 開催：青年海外協力隊茨城県OV会
- 11月18日(日)
 「3.11へ向けてエコキャンドルを作ろう！」
 場所：ザ・モール505 1F空き店舗
 開催：わくわくプロジェクト土浦
- 11月25日(日)「積小為大の会」
 場所：茨城県産業会館
 開催：積小為大の会

【お問い合わせ先】
 茨城県内への避難者・支援者ネットワーク
 ふうあいねっと ☎ 029-353-8560

【お問い合わせ先】
 ハローワーク磐城
 電話0246-54-6666

富岡消防署からのお知らせ

東日本大震災のような大きな地震が起きると、電気、水道、ガスなどのライフラインに被害が発生し、復旧や救援活動が順調に行われるまでは、自力で生活することを考えなければなりません。
 各防災機関は、全力で復旧活動や救援活動を行います。救済等が必要とする人全員に救援物資等が行き渡るようになるまでは、数日かかるものと考えられます。

ますので、みなさんのご家庭や職場においても、再度防災意識を高め非常用品を備えましょう。

懐中電灯、救急セット、雨具(防寒)、ウェットティッシュなど
 ※家族状況によって準備するもの：ほ乳瓶、おむつ、常備薬など

- ◆防災準備品
 地震直後の火災や家屋倒壊に備えるもの
 ①火災に備えて
 消火器、三角 消火
 ②避難救出に備えて
 おの、ハンマー、スコップ、ボール、防水シート、ノコギリ、手袋など
- ◆非常持出品
 両手が使えるリュックサックなどに避難のとき必要なものをまとめて、目のつきやすい所に置いておきましょう。
 飲料水、携帯ラジオ、衣類、履き物、食料品、マッチ・ライター、貴重品(現金・通帳)、
- ◆非常備蓄品
 地震後の生活を支えるもの、一人三日分程度
 ①停電に備えて
 懐中電灯(予備電池を含む)、ロソク、マッチ
 ②ガス停止に備えて
 簡易ガスコンロ、固形燃料
 ③断水に備えて
 飲料水(ポリタンクなどに溜めておく)

【お問い合わせ先】
 富岡消防署 植葉分署
 ☎ 0240-25-2119

賠償・支援相談窓口を開設しています

- ◆相談日 毎週 火曜日・木曜日 午後1時～4時
- ◆場所 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内
- ◆相談料 無 料
- ◆協力 福島県司法書士会会津支部

【お問い合わせ先】
 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課

町長杯パークゴルフ大会開催！

大熊町長杯パークゴルフ大会が9月7日、北塩原村グランデコリゾートパークゴルフ場で開催され、町民90人が参加しました。

開会式で渡辺町長は「今日は、遠くからみなさんの顔を見たくて参加した人もたくさんいます。親睦、交流を深め、楽しい一日にしてください」とあいさつしました。

まだまだ暑さの残る晴天の下、皆笑顔でプレーしていました。結果については次のとおりです。



男子の部		女子の部	
優勝	富田 英市	優勝	佐藤 洋子
準優勝	佐藤 英生	準優勝	菅原 幸子
第3位	土屋 繁男	第3位	村上 光枝

茨城県『積小為大の会』

今月の積小為大の会は、下記のとおり開催予定です。なお、会場は、広報おおくま10月15日号等でお知らせします。

◆10月開催予定

◇日時：10月27日(土)

【お問い合わせ・連絡先】

野田 朋弘 (日立市) 電話 090-8423-5608

県北地方『こらんしょ大熊』

県北地方避難者交流会「こらんしょ大熊」を下記のとおり開催します。福島市や伊達市等に避難されている町民の皆様、ぜひご参加ください。

◆日時

10月6日(土)、20日(土) 午前9時～午後1時

◆場所 コラッセふくしま

(福島県福島市三河南町1番20号)

【お問い合わせ】

代表 菅野充史 電話 090-7233-1148

埼玉県『ひまわりの会』

交流を目的としたサロン(茶話会)を開きます。参加自由です。お友達もお誘いください。

◆日時 10月10日(水) 午前10時～

◆場所 やすらぎ会館 (川口市南鳩ヶ谷6-8-16)

◆参加対象 大震災で移られた方、活動に賛同してくれる方

◆参加費 200円

◆内容

午前：おしゃべりサロン(親睦、情報交換等)

午後：ボランティア見本市の準備

(洗濯ばさみを使った小物作りを予定)

◆申込み 不要(直接会場にいらしてください)

町民掲示板

「熊三区、区民の集い」のお知らせ

—避難中の「熊三区」の皆さんへ—

避難後、改めて顔を合わせることなく1年6カ月が経過してしまいました。そこで、遅くなりましたが「熊三区、区民の集い」を下記にて開催しますので、皆様のご参加をお待ちしております。

1. 会津会場

○日時：10月27日(土)午前11時より

○場所：長原地区仮設「南側集会所」

(会津若松市一箕町松長字下長原200)

2. いわき会場

○日時：11月10日(土)午前11時より

○場所：好間工業団地第三仮設集会所

(いわき市好間工業団地1-43)

※両会場共昼食を準備しています。

◆参加申込先

会津会場：渡部光夫 ☎090-7064-0789

いわき会場：藤田昭悟 ☎090-4557-6121

◆申込締切

参加希望者は10月20日(土)までにご連絡ください。

あらかると

すこやかな成長を願い ー石井弘さん・公子さんー



8月30日、会津若松市河東町の大熊幼稚園を石井弘さん、公子さんご夫婦(小入野)が訪れ、手作りのクッションボールを子どもたちに贈りました。

クッションボールは、子どもたちが室内で安心して遊べるように、布を組み合わせて作っており中にビーズが入っています。

石井さんご夫婦は、現在いわき市の借り上げ住宅に避難しています。公子さんは、自身のお孫さんも通う大熊幼稚園の子どもたちが、すこやかに育ってほしいとの願いを込めて作ったそうです。

顔の見える防災を！ ー大熊町自主防災組織認定式ー

9月1日の防災の日に合わせて、大熊町自主防災組織認定式が9月3日、大熊町役場会津若松出張所の町長室で行われ、会津若松市内の全12カ所の仮設住宅自治会長が出席し、渡辺町長より認定書を手渡されました。

この自主防災組織は、災害対策基本法および大熊町地域防災計画に基づき認定されるもので、いざというときにそこに住む住民が、主体的に火災や災害の初期対応にあたるものです。

渡辺町長は「この活動について、警察・消防などの協力を得て支援していきます。隣近所の顔の見える活動をお願いします」と、また、認定式に立ち会った富岡消防署の安部一夫署長は「今回初めて仮設住宅に自主防災組織が立ち上がることは大変意義のあることです」とあいさつしました。



船上での避難者交流会へ招待されました

神奈川県遊技場協同組合主催による避難者交流会が8月25日、横浜市で開催されました。この交流会は、大熊町民同士のふれあいの場になればと、同組合が神奈川県と東京都に避難している町民150人をロイヤルウイングでのスペシャルクルージングに無料招待したものです。

参加した約150人の町民は、横浜大さん橋ふ頭から出港するエンターテインメントレストラン船ロイヤルウイングに乗船し、ものまねショーやマジックなどの様々な催しや豪華ディナーを堪能しながら再会を喜び合い、充実したひとときを楽しみました。



今年もみんなで顔晴りました！

大熊町の幼稚園、小中学校合同の運動会「顔晴ろう！大熊っ子！大会」が9月15日、会津若松市河東町の熊町・大野小学校校庭で盛大に開催されました。

この日は、幼・小・中合わせ、約500人の児童、生徒が参加し、晴天の中、暑さにも負けず、様々な競技で顔晴りました。



組体操・男塾



つなごう ともだちの輪



大中 よさこいソーラン



神旗争奪戦 in 河東



紅白玉入れ



新しい顔を取り戻せ！